

四半期報告書

(第5期第1四半期)

自 平成21年3月1日
至 平成21年5月31日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

第5期第1四半期（自平成21年3月1日 至平成21年5月31日）

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成21年7月14日に提出したデータに目次及び頁を付して作成したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

目 次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	7
第3 設備の状況	10
第4 提出会社の状況	11
1 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	11
(3) ライツプランの内容	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	15
2 株価の推移	16
3 役員の状況	16
第5 経理の状況	17
1 四半期連結財務諸表	18
(1) 四半期連結貸借対照表	18
(2) 四半期連結損益計算書	20
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21
2 その他	29
第二部 提出会社の保証会社等の情報	30
 [四半期レビュー報告書]	 31

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月14日
【四半期会計期間】	第5期第1四半期（自平成21年3月1日 至平成21年5月31日）
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03)6238-3000(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部シニアオフィサー 清水 明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第4期
会計期間	自平成21年3月1日 至平成21年5月31日	自平成20年3月1日 至平成21年2月28日
営業収益 (百万円)	1,241,735	5,649,948
経常利益 (百万円)	58,507	279,306
四半期(当期)純利益(百万円)	23,692	92,336
純資産額 (百万円)	1,807,082	1,860,672
総資産額 (百万円)	3,827,658	3,727,060
1株当たり純資産額 (円)	1,927.31	1,975.95
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	26.22	100.54
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	26.22	100.54
自己資本比率 (%)	45.5	47.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	137,752	310,007
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△49,562	△139,568
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△20,117	△169,755
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	733,019	663,483
従業員数 (名)	54,671	54,486

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 営業収益には消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容		
					役員の兼任等		営業上の取引等
					当社 役員 (人)	当社 従業員 (人)	
(連結子会社) 株式会社セブンインター ネットラボ	東京都 千代田区	200	その他の事業	60.0 (60.0)	1	1	—
セブン&アイ・レスト ラン(北京)有限公司	中国北京市	千元 100,000	フード サービス事業	75.0 (75.0)	—	—	—

(注) 1 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 議決権の所有割合の（内書）は間接所有であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数（名）	54,671 [90,316]
---------	-----------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数（名）	387 [16]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に1日8時間換算による月平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産及び受注の状況

該当事項はありません。

(2) 仕入の状況

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	仕入高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	250,520	—
スーパーストア事業	380,040	—
百貨店事業	166,054	—
フードサービス事業	7,803	—
金融関連事業	1,842	—
その他の事業	4,606	—
計	810,866	—

(注) 1 上記仕入実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売の状況

当第1四半期連結会計期間における売上実績（営業収益のうちの売上高）を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	売上高（百万円）	前年同期比（%）
コンビニエンスストア事業	339,888	—
スーパーストア事業	513,861	—
百貨店事業	220,229	—
フードサービス事業	22,783	—
金融関連事業	1,878	—
その他の事業	4,988	—
計	1,103,629	—

(注) 1 当社の連結子会社であります株式会社セブン-イレブン・ジャパンのチェーン全店売上高は、688,307百万円であります。上表コンビニエンスストア事業の売上高には、このうち自営店売上高のみが含まれております。なお、加盟店売上高（チェーン全店売上高から自営店売上高を差引いた金額）を加えた場合、上表合計金額は、1,758,699百万円になります。

2 上記売上実績は、連結会社間の取引高を消去した金額となっております。

3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

連結子会社の合併契約

当社の連結子会社であります株式会社ミレニアムリテイリング、株式会社そごう及び株式会社西武百貨店は、平成21年5月29日開催の各社取締役会において、株式会社そごうを存続会社として3社が合併することを決議いたしました。また、同日付で3社は合併契約を締結しております。

合併の概要は以下のとおりであります。

(1) 合併の目的

- ① 激変する消費環境の中で、新たな成長力の獲得に向けて、地域における顧客シェアを最大化し競合優位性を確保するために、基幹店と複数店舗がネットワークする「商勢圏戦略」を導入し、従来の法人格を超えて28店舗一体で運営する体制に変更いたします。
- ② ミレニアムリテイリンググループとして他社に先駆けて業務統合を図り、経営の効率化を達成した従来の3社体制を更に進化させ、地域における「そごう」・「西武百貨店」の名称は維持した上での3社合併を実施いたします。
- ③ 店舗と本部が一体となった現場主義に基づく会社運営を行うとともに、迅速かつ柔軟な意思決定を行う経営体制、組織の効率化、経営資源の最適配分の実現を目指してまいります。

(2) 合併予定日（効力発生日）

平成21年8月1日

(3) 合併方式

株式会社そごうを存続会社とする吸収合併方式で、株式会社ミレニアムリテイリングと株式会社西武百貨店は解散いたします。

(4) 合併当事会社の概要（平成21年2月28日現在）

① 商号	株式会社そごう (存続会社)	株式会社 ミレニアムリテイリング (消滅会社)	株式会社西武百貨店 (消滅会社)
② 事業内容	百貨店業	百貨店事業会社に対する経営指導およびそれに付帯する業務	百貨店業
③ 設立年月日	昭和44年5月21日	昭和27年7月25日	昭和15年3月14日
④ 本店所在地	大阪市中央区	東京都千代田区	東京都豊島区
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山下 國夫	代表取締役社長 山下 國夫	代表取締役社長 山下 國夫
⑥ 資本金	1,000百万円	37,733百万円	6,000百万円
⑦ 発行済株式数	260,000株	89,464,242株	202,131,384株
⑧ 純資産（単体）	55,268百万円	83,211百万円	31,403百万円
⑨ 総資産（単体）	256,235百万円	85,017百万円	283,126百万円
⑩ 決算期	2月末日	2月末日	2月末日
⑪ 従業員数（単体）	2,687名	409名	2,345名
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社ミレニアムリテイリング 100.0%	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 100.0%	株式会社ミレニアムリテイリング 100.0%

(5) 合併後の状況

① 商号	株式会社そごう・西武
② 事業内容	百貨店業
③ 本店所在地	東京都千代田区
④ 代表者の役職・氏名	代表取締役 山下 國夫
⑤ 資本金	10,000百万円
⑥ 決算期	2月末日
⑦ 大株主及び持株比率	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 100.0%

(注) 存続会社であります株式会社そごうは、3社合併を契機にお客様の認知度を考慮し、「そごう」・「西武百貨店」の名称を生かした商号「株式会社そごう・西武」へ変更いたします。

3【財政状態及び経営成績の分析】

当社グループに関する財政状態および経営成績の分析・検討内容は、原則として四半期連結財務諸表に基づいて分析した内容であります。

なお、文中における将来に関する事項は、第1四半期報告書提出日において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における小売業を取り巻く環境は、個人消費におきまして一部下げ止まりの兆しは見られるものの、雇用情勢や所得環境の悪化から生活防衛意識や節約志向が高まるなど、依然として厳しい環境が継続いたしました。

このような環境の中、当第1四半期連結会計期間の営業収益は、主に北米におけるガソリン単価の大幅な下落と円高による減収の影響が約1,100億円あったことにより1,241,735百万円となりました。営業利益は、金融関連事業は増益となったものの、主にスーパーストア事業と百貨店事業の減益により58,649百万円となりました。また、経常利益は、58,507百万円、四半期純利益は、23,692百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間の事業の種類別セグメントの営業概況は以下のとおりであります。

① コンビニエンスストア事業

国内におきましては、株式会社セブン-イレブン・ジャパンが平成21年5月末時点で37都道府県において12,323店舗（前連結会計年度末比25店舗増）を展開しております。店内に設置したフライヤーで調理するフライドチキンなどの出来立てのファスト・フード商品を販売する店舗を約9,100店舗まで拡大するとともに、グループのプライベートブランド商品「セブンプレミアム」の品揃えの強化や、日用雑貨の一部商品の価格見直しを実施いたしました。更に、店頭におけるタバコの販売金額が伸長したこともあり、販売は好調に推移いたしました。

北米におきましては、7-Eleven, Inc. が平成21年3月末時点でフランチャイズ店の4,339店舗（前連結会計年度末比119店舗増）を含む6,208店舗（同12店舗増）を展開しております。売上高はガソリン単価の大幅な下落と円高により減収となったものの、ファスト・フード商品やプライベートブランド商品の開発および販売に引き続き注力したことにより、ドルベースの米国既存店商品売上高伸び率は3.0%伸長いたしました。

中国におきましては、セブン-イレブン北京有限会社が平成21年3月末時点で北京市内に75店舗（前連結会計年度末比3店舗増）を展開しております。また、平成21年4月には上海市内におきましてエリアライセンサー（限定されたエリアでセブン-イレブンを運営するライセンスを与えられた企業）による店舗展開を開始いたしました。

また、コンビニエンスストア事業におきましては、会計基準の変更に伴い当第1四半期連結会計期間の7-Eleven, Inc. に係るのれんの償却額が1,877百万円増加しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のコンビニエンスストア事業の営業収益は、442,581百万円、営業利益は44,969百万円となりました。

② スーパーストア事業

国内の総合スーパーにおきましては、株式会社イトーヨーカ堂が平成21年5月末時点で176店舗（前連結会計年度末比1店舗増）を運営しております。また、新業態の店舗である“生活応援型”のディスカウントストア「ザ・プライス」は、新たに5店舗改装オープンしたことにより7店舗体制となりました。食品分野におきましては、生活防衛意識の高まりに伴う内食傾向や節約志向に対応したことなどにより堅調な売上を継続いたしました。また、衣料品分野と住居関連商品分野におきましては、景気低迷の影響などから売上は厳しいまま推移いたしました。

国内の食品スーパーにおきましては、平成21年5月末時点で株式会社ヨークベニマルが東北地方を中心に157店舗（前連結会計年度末比1店舗増）、株式会社ヨークマートが首都圏に61店舗（同1店舗増）を運営しております。新鮮な生鮮食品をお買い求めやすい価格で提供するとともに、「セブンプレミアム」の積極的な販売にも努めた結果、売上は堅調に推移いたしました。

中国におきましては、平成21年3月末時点で北京市に総合スーパー8店舗と食品スーパー1店舗、四川省成都市に総合スーパー3店舗をそれぞれ展開しており、業績は順調に推移しております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のスーパーストア事業の営業収益は522,527百万円、営業利益は5,357百万円となりました。

③ 百貨店事業

百貨店事業におきましては、平成21年8月の「そごう心齋橋店」の閉鎖に続き、平成21年9月の「西武札幌店」の閉鎖を決定するなど、資産効率の向上に向けた取り組みを推進しております。また、グループシナジーの拡大に向けた取り組みといたしましては、平成20年10月に発足した「グループシナジープロジェクト」を中心に各事業会社との連携を強化しております。更に平成21年1月には「西武生鮮活性化プロジェクト」を立ち上げ、「西武池袋本店」において株式会社イトーヨーカ堂や株式会社ヨークベニマルとのノウハウ共有による生鮮食品売場の活性化を推進いたしました。

しかしながら、景気低迷の影響を大きく受け、衣料品や美術・宝飾品などの高額商品を中心に売上は厳しいまま推移いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の百貨店事業の営業収益は、223,491百万円、営業利益は819百万円となりました。

④ フードサービス事業

フードサービス事業におきましては、レストラン事業部門を中心に不採算店舗の閉鎖や経費削減による収益性の改善に取り組みました。値頃感のあるメニュー開発の強化など既存店舗の活性化により客数は回復傾向にありましたが、外食業界を取り巻く環境は厳しさを増しており、売上は低迷いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のフードサービス事業の営業収益は、23,175百万円、営業損失は455百万円となりました。

⑤ 金融関連事業

株式会社セブン銀行におきましては、グループ内外へのATMの設置を拡大するとともに、ATMの利便性を高めるサービスを順次拡大いたしました。これらの結果、平成21年5月末時点のATM設置台数が13,915台（前連結会計年度末比160台増）まで拡大するとともに、当第1四半期連結会計期間中の1日1台当たり平均利用件数につきましても115.0件と好調に推移いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の金融関連事業の営業収益は、28,025百万円、営業利益は7,725百万円となりました。

⑥ その他の事業

平成20年7月に設立いたしました株式会社セブン&アイ・ネットメディアを中心に、グループにおけるIT／サービス事業領域の再編と統合を目的とした組織体制の構築を推進いたしました。また、平成21年1月に設立した株式会社セブカルチャーネットワークにおきましては、文化教室事業と旅行事業を融合した新しいビジネスの展開に向けた準備を進めております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間のその他の事業の営業収益は、8,177百万円、営業利益は171百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

当第1四半期連結会計期間においては、景気低迷の影響を大きく受け、売上は厳しいまま推移いたしました。株式会社セブン銀行は好調を維持したものの、総合スーパーおよび百貨店における衣料品の販売が不調に終わり、新業態店舗の「ザ・プライス」のオープンや西武池袋本店における生鮮食品売場の活性化など、様々な取り組みを実施すると共に、コスト削減にも努めましたが、営業収益は912,350百万円、営業利益は55,121百万円となりました。

② 北米

当第1四半期連結会計期間においては、7-Eleven, Inc. の売上が、ガソリン単価の下落や円高の影響を受け減収となった結果、営業収益は308,856百万円となりました。営業利益は、会計基準の変更に伴うのれんの償却額が1,877百万円増加したものの、荒利率の改善などにより、2,492百万円となりました。

③ その他の地域

当第1四半期連結会計期間においては、中国における総合スーパーの業績が好調に推移した結果、営業収益は21,290百万円、営業利益は1,017百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ69,535百万円増加し733,019百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は137,752百万円となりました。これは、法人税等の支払額が51,915百万円あったものの、税金等調整前四半期純利益が52,091百万円となったこと、株式会社セブンーイレブン・ジャパンにおける公共料金等の収納代行預り金の増加による預り金の増加額が79,191百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、49,562百万円となりました。これは、店舗の新規出店や改装などに伴う有形固定資産の取得による支出が41,736百万円となったこと、新規の貸付けによる支出が6,163百万円あったこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、20,117百万円となりました。これは配当金の支払額が25,322百万円となったこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の完了

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設等の完了は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都他	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	7,048	平成21年3月～平成21年5月
7-Eleven, Inc.	米国 テキサス州	コンビニエンスストア事業	店舗新設・改装、ソフトウェア等	7,649	平成21年1月～平成21年3月
株式会社イトーヨーカ堂	武蔵小金井店 東京都小金井市	スーパーストア事業	店舗新設	6,545	平成21年3月
株式会社イトーヨーカ堂	すすきの店 北海道札幌市中央区	スーパーストア事業	店舗新設	783	平成21年3月
株式会社セブン&アイ・フードシステムズ	東京都他	フードサービス事業	店舗新設・改装等	227	平成21年3月～平成21年5月
株式会社ヨークベニマル	福島県他	スーパーストア事業	店舗新設・改装等	2,362	平成21年3月～平成21年5月
株式会社セブン銀行	東京都他	金融関連事業	ATM等	1,524	平成21年3月～平成21年5月

なお、当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。

重要な設備の新設等

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
株式会社イトーヨーカ堂	ザ・プライス せんげん台店 (仮称) 埼玉県越谷市	スーパーストア 事業	店舗新設	546	11	自己資金	平成21年3月	平成21年11月
株式会社イトーヨーカ堂	アリオ北砂店 (仮称) 東京都江東区北砂	スーパーストア 事業	店舗新設	18,039	2,900	自己資金	平成21年3月	平成22年6月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,500,000,000
計	4,500,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年7月14日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	906,441,983	906,441,983	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
計	906,441,983	906,441,983	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第1回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)	159
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)1	15,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月1日 至 平成40年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,070 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。
- (3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株取得権の取得事由および条件は下記のとおりです。
 - ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第1回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

平成20年5月22日開催の定時株主総会および平成20年7月8日開催の取締役会の決議により発行した新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数（個）	916
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	91,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月7日 至 平成50年8月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,113 資本組入額（注）2
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

対象株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

2 資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員および当社子会社の取締役、執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記(3)の契約に定めるところによる。

(3) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第2回新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- (8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由および条件
新株予約権の取得事由および条件に準じて決定する。
なお、新株取得権の取得事由および条件は下記のとおりです。
 - ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に記載の権利行使の条件に該当しなくなったこと等により権利を行使し得なくなった場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ③ 新株予約権者が「第2回新株予約権割当契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年3月1日～ 平成21年5月31日	—	906,441	—	50,000	—	875,496

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 2,966,300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 902,708,300	9,027,067	—
単元未満株式	普通株式 767,383	—	—
発行済株式総数	906,441,983	—	—
総株主の議決権	—	9,027,067	—

（注）「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,500株含まれております。
なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数15個が含まれておりません。

②【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 （%）
（自己株式） 株式会社セブン&アイ・ ホールディングス	東京都千代田区 二番町8番地8	2,966,300	—	2,966,300	0.33
計	—	2,966,300	—	2,966,300	0.33

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 3月	4月	5月
最高（円）	2,320	2,355	2,465
最低（円）	1,901	2,065	2,180

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結会計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	569,132	650,949
受取手形及び売掛金	137,924	116,902
営業貸付金	77,703	78,042
有価証券	254,224	94,824
商品及び製品	170,961	167,135
仕掛品	15	14
原材料及び貯蔵品	2,532	2,384
前払費用	33,166	28,584
繰延税金資産	29,020	28,656
その他	236,626	233,928
貸倒引当金	△4,688	△4,321
流動資産合計	1,506,620	1,397,102
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	515,615	510,945
工具、器具及び備品（純額）	149,915	146,174
土地	530,536	525,022
建設仮勘定	51,499	40,147
その他（純額）	135	136
有形固定資産合計	※ 1,247,702	※ 1,222,427
無形固定資産		
のれん	257,697	318,945
ソフトウェア	37,303	37,674
その他	67,937	65,026
無形固定資産合計	362,938	421,647
投資その他の資産		
投資有価証券	159,700	140,149
長期貸付金	20,240	14,270
前払年金費用	15,445	16,486
差入保証金	437,569	442,416
建設協力金	16,340	13,298
繰延税金資産	22,650	22,966
その他	48,660	46,405
貸倒引当金	△10,360	△10,291
投資その他の資産合計	710,247	685,701
固定資産合計	2,320,888	2,329,776
繰延資産		
創立費	150	182
繰延資産合計	150	182
資産合計	3,827,658	3,727,060

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	331,916	297,783
短期借入金	192,500	191,100
1年内返済予定の長期借入金	118,060	103,352
1年内償還予定の社債	70,550	50,592
未払法人税等	25,030	53,311
未払費用	85,046	78,622
預り金	201,330	120,038
販売促進引当金	14,714	16,601
賞与引当金	27,172	15,705
商品券回収損引当金	5,719	6,024
銀行業における預金	163,159	165,712
その他	204,274	156,083
流動負債合計	1,439,475	1,254,927
固定負債		
社債	160,164	180,448
長期借入金	223,270	249,685
コマーシャル・ペーパー	21,219	18,688
繰延税金負債	46,837	44,094
退職給付引当金	3,911	3,510
役員退職慰労引当金	2,406	3,480
長期預り金	58,069	60,276
その他	65,220	51,274
固定負債合計	581,101	611,459
負債合計	2,020,576	1,866,387
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	576,073	576,074
利益剰余金	1,176,542	1,246,165
自己株式	△9,281	△9,277
株主資本合計	1,793,334	1,862,962
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,347	247
繰延ヘッジ損益	△600	△622
為替換算調整勘定	△54,841	△77,398
評価・換算差額等合計	△52,095	△77,773
新株予約権	382	391
少数株主持分	65,461	75,092
純資産合計	1,807,082	1,860,672
負債純資産合計	3,827,658	3,727,060

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
営業収益	1,241,735
売上高	1,103,629
売上原価	807,046
売上総利益	296,583
その他の営業収入	※1 138,105
営業総利益	434,689
販売費及び一般管理費	※2 376,039
営業利益	58,649
営業外収益	
受取利息	1,304
持分法による投資利益	305
その他	1,137
営業外収益合計	2,747
営業外費用	
支払利息	1,721
社債利息	606
その他	561
営業外費用合計	2,889
経常利益	58,507
特別利益	
固定資産売却益	225
貸倒引当金戻入額	110
その他	61
特別利益合計	397
特別損失	
固定資産廃棄損	1,188
減損損失	1,416
店舗閉鎖損失	2,519
その他	1,689
特別損失合計	6,813
税金等調整前四半期純利益	52,091
法人税、住民税及び事業税	24,588
法人税等調整額	286
法人税等合計	24,875
少数株主利益	3,524
四半期純利益	23,692

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成21年3月1日
 至 平成21年5月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	52,091
減価償却費	32,032
減損損失	1,416
受取利息	△1,304
支払利息及び社債利息	2,328
持分法による投資損益(△は益)	△305
固定資産売却益	△225
固定資産廃棄損	1,188
売上債権の増減額(△は増加)	△20,172
営業貸付金の増減額(△は増加)	339
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,341
仕入債務の増減額(△は減少)	31,313
預り金の増減額(△は減少)	79,191
銀行業における借入金の純増減(△は減少)	△10,000
銀行業における預金の純増減(△は減少)	△2,552
銀行業におけるコールローンの純増減(△は増加)	10,000
銀行業におけるコールマネーの純増減(△は減少)	10,900
その他	5,911
小計	190,811
利息及び配当金の受取額	1,271
利息の支払額	△2,414
法人税等の支払額	△51,915
営業活動によるキャッシュ・フロー	137,752
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△41,736
有形固定資産の売却による収入	16,139
無形固定資産の取得による支出	△2,827
投資有価証券の取得による支出	△84,220
投資有価証券の売却による収入	83,840
貸付けによる支出	△6,163
貸付金の回収による収入	143
差入保証金の差入による支出	△8,151
差入保証金の回収による収入	8,704
預り保証金の受入による収入	894
預り保証金の返還による支出	△2,561
その他	△13,624
投資活動によるキャッシュ・フロー	△49,562

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成21年3月1日
至 平成21年5月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,400
長期借入れによる収入	16,000
長期借入金の返済による支出	△17,969
コマーシャル・ペーパーの発行による収入	65,189
コマーシャル・ペーパーの償還による支出	△57,061
社債の償還による支出	△327
配当金の支払額	△25,322
その他	△2,026
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,117
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,463
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	69,535
現金及び現金同等物の期首残高	663,483
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 733,019

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、株式会社セブンインターネットラボ、セブン&アイ・レストラン(北京)有限会社を設立し、連結子会社が2社増加しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 85社</p>
<p>2. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更 たな卸資産 通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として売価還元法による低価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる営業利益および経常利益への影響は軽微であり、税金等調整前四半期純利益は1,323百万円減少しております。</p> <p>(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、期首の利益剰余金が67,126百万円減少しております。また、営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益は、それぞれ1,877百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>

	<p style="text-align: center;">当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)</p>
	<p>(3) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
1. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末 (平成21年2月28日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,191,242百万円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 1,155,608百万円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)												
<p>※1 株式会社セブン-イレブン・ジャパンの加盟店からの収入98,627百万円は、その他の営業収入に含まれております。この収入の対象となる加盟店売上高は655,069百万円であります。</p> <p>※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">宣伝装飾費</td> <td style="text-align: right;">24,165百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員給与・賞与</td> <td style="text-align: right;">92,806百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">11,252百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">4,630百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">地代家賃</td> <td style="text-align: right;">63,906百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">30,564百万円</td> </tr> </table>	宣伝装飾費	24,165百万円	従業員給与・賞与	92,806百万円	賞与引当金繰入額	11,252百万円	退職給付費用	4,630百万円	地代家賃	63,906百万円	減価償却費	30,564百万円
宣伝装飾費	24,165百万円											
従業員給与・賞与	92,806百万円											
賞与引当金繰入額	11,252百万円											
退職給付費用	4,630百万円											
地代家賃	63,906百万円											
減価償却費	30,564百万円											

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)										
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">569,132</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券勘定に含まれる譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;">254,200</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預入期間が3か月を超える</td> <td style="text-align: right;">△90,312</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">定期預金及び譲渡性預金</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">733,019</td> </tr> </table>	現金及び預金	569,132	有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	254,200	預入期間が3か月を超える	△90,312	定期預金及び譲渡性預金		現金及び現金同等物	733,019
現金及び預金	569,132									
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金	254,200									
預入期間が3か月を超える	△90,312									
定期預金及び譲渡性預金										
現金及び現金同等物	733,019									

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年5月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 906,441千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,984千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 333百万円
連結子会社 48百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月28日 定時株主総会	普通株式	26,200	29	平成21年2月28日	平成21年5月29日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

	コンビニエンスストア (百万円)	スーパー ストア (百万円)	百貨店 (百万円)	フード サービス (百万円)	金融関連 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益									
営業収益									
(1) 外部顧客に対する 営業収益	442,416	521,799	223,428	22,912	25,032	6,145	1,241,735	—	1,241,735
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	165	728	62	262	2,992	2,031	6,243	(6,243)	—
計	442,581	522,527	223,491	23,175	28,025	8,177	1,247,978	(6,243)	1,241,735
営業利益又は 営業損失(△)	44,969	5,357	819	△455	7,725	171	58,587	61	58,649

(注) 1 事業の区分は、提供する商品とサービスおよび販売形態により区分しております。

2 各事業区分の主な内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) コンビニエンスストア事業 | セブン-イレブンの名称による直営方式およびフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア |
| (2) スーパーストア事業 | 総合スーパー、食品スーパー、専門店等 |
| (3) 百貨店事業 | 株式会社そごう、株式会社西武百貨店を中心とした百貨店事業 |
| (4) フードサービス事業 | レストラン事業、コントラクトフード事業(社員食堂、病院、学校などにおける給食サービスの受託)、ファストフード事業 |
| (5) 金融関連事業 | 銀行、クレジットカード、リース等 |
| (6) その他の事業 | IT事業、サービス等 |

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2. (2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「コンビニエンスストア」の営業利益は1,877百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
営業収益および営業損益						
営業収益						
(1) 外部顧客に対する 営業収益	912,249	308,195	21,290	1,241,735	—	1,241,735
(2) セグメント間の内部 営業収益又は振替高	100	661	—	762	(762)	—
計	912,350	308,856	21,290	1,242,497	(762)	1,241,735
営業利益	55,121	2,492	1,017	58,631	18	58,649

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

3 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2. (2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、「北米」の営業利益は1,877百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日）

	北米 (百万円)	その他の地域 (百万円)	合計 (百万円)
I 海外営業収益	308,195	21,290	329,485
II 連結営業収益	—	—	1,241,735
III 連結営業収益に占める 海外営業収益の割合 (%)	24.8	1.7	26.5

(注) 1 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 その他の地域に属する国は、中国であります。

3 海外営業収益は、連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高およびその他の営業収入の合計額であります。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年5月31日)	前連結会計年度末 (平成21年2月28日)
1株当たり純資産額 1,927.31円	1株当たり純資産額 1,975.95円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	26.22円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	26.22円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (百万円)	23,692
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	23,692
期中平均株式数 (千株)	903,458
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (百万円)	0
(うち少数株主利益)	(0)
普通株式増加数 (千株)	111

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月14日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 輝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯田 輝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン&アイ・ホールディングスの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン&アイ・ホールディングス及び連結子会社の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。